

○退学勧告運用規則（学則第95条第1号乃至第4号）

平成29年1月18日

改正 令和2年3月13日

（目的）

第1条 この規則は、学則第95条第1号乃至第4号に基づく退学勧告の運用について定める。

（退学勧告の要件）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を勧告するものとする。

- (1) 休学期間を除き在学8年を超える者。ただし、3年次に編入した者については、休学期間を除き4年を超えるもの
- (2) 休学期間が合算して3年を超える者
- (3) 3回にわたり成績不良となった者で、成業の見込みがないと認められたもの
- (4) 前号により退学勧告を受けて退学し、又は除籍となった後、再入学し、再び成績不良となった者で、成業の見込みがないと認められたもの

2 前項第3号及び第4号の成績不良の基準は、別に定める。

（退学勧告の対象予定者の決定）

第3条 教務部委員会は、前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する者を、退学勧告の対象予定者として決定し、当該学部長に、教務部委員を通じて報告するものとする。

2 教務部委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、その事由、条件、及び期限を本人及び保証人に通知した上で、その年度に限り、退学勧告の対象予定者とする。ことを留保できるものとする。

- (1) 病気、怪我、又は家計状況の急変等のやむをえない事情により、その年度の学修が著しく妨げられたと確認できるとき
- (2) 直近の修学状況により、成業の見込みがあると判断されるとき

（退学勧告の決定と通知）

第4条 退学勧告は、学部教授会の議を経て、学部長の名において行う。

（退学勧告の効果）

第5条 退学勧告を受けた者は、その年度内に退学願を提出しなければならない。

2 退学勧告を受けたにもかかわらず、所定の期限内に退学願を提出しなかった者は、除籍とする。

（再入学の取り扱い）

第6条 第2条第1項第3号に基づく退学勧告を受けて退学した者又は除籍となった者は、

学則第73条に基づいて、再入学を願い出ることができる。

- 2 第2条第1項第4号に基づく退学勧告を受けて退学した者又は除籍となった者の再入学は、認められない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、教務部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。